

8月29日（木）に行われた渋谷内閣審議官による記者会見の冒頭発言

明日30日は、事実上のラウンド最終日である。最後に鶴岡首席交渉官の会見が予定されている。私からは、23日を除いて、22日から7回会見を行った。本日は、環境、知的財産の分科会が行われ、これは明日までの予定である。競争は31日まで開催される。また、一時的入国は本日22時まで行われる。これらの4分科会と首席交渉官会合が行われた。明日の共同プレス声明は、午後の遅くない時間に出るのではないかと。16時30分を予定している鶴岡首席交渉官の会見の前に共同プレス声明が出るかもしれない。一方、もし午前中の首席会合で共同プレス声明について意見があれば遅れるかもしれない。

本日は、今回のラウンドで分科会が開催されていない分野について紹介したい。まず、労働分野は、環境分野と並んでEPAには珍しい分野である。環境と同様、途上国が労働基準を下げてまで投資を受け入れたり、ビジネスを行ったりするのは公正な競争に反するという問題意識がある。公正な競争のため、労働基準を守ってほしいという発想である。労働者の権利義務そのものについては争いが無い一方、権利義務の履行確保について議論が残っているが、ラウンドとは別に、収束に向けた調整がなされている。

電子商取引の分野は、通信インフラを有する主要なサービスの提供者についてのルールを定めるものである。21世紀型の協定らしい分野である。また、日本の得意分野でもある。この分野は争いの少ない分野であり、議論が進んでいる。来月も、テレビ会議や対面での会合において、議論が進むだろう。

TBT（貿易の技術的障害）は、環境に関する国内の規格や基準が貿易歪曲的にならないように一定のルールを定めるものである。WTOにもTBT協定があるが、それを下地に新しい問題が議論されている。これも中間会合が開かれるだろう。

SPSは、衛生植物検疫と言われるが、検疫というより衛生に関するものと考えてよい。衛生に関する措置が貿易歪曲的であるかどうかという視点である。時々誤解が見受けられるが、ここで言う貿易歪曲的とは、貿易に少しでも邪魔になるというのではなく、ある制度が、政策目的に比べて不当に、不必要に貿易を阻害するものになっていないかどうかという観点から議論されるものである。WTOのSPS協定がベースだが、WTOプラスアルファの部分となる紛争解決などについて議論が続いている。SPSについては、様々な心配事が議論になっているが、現状の各国の個別の措置について口出しするものではない。共通のルールを決めるものである。テキストについては、技術的な議論をメールなどで行っている。毎日各分野の状況を解説したので、物品市場アクセス以外のものも関心持ち、幅広く取材してほしい。

(以上)